

千葉県子ども・子育て支援事業支援計画

(素案)

【目次】

【計画の趣旨】

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画期間
- 3 計画の達成状況の点検・評価、見直し

第1章 教育・保育の充実と子育て家庭の支援

- 第1節 県設定区域
- 第2節 教育・保育の提供体制
- 第3節 認可・認定に関する需給調整
- 第4節 教育・保育の一体的提供とその推進
- 第5節 人材の確保と資質の向上
- 第6節 仕事と家庭の調和の実現に向けた働き方の見直し
- 第7節 小学生の放課後対応の充実

第2章 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

- 第1節 子ども虐待防止対策の充実
- 第2節 社会的養護体制の充実
- 第3節 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- 第4節 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び推進
- 第5節 障害児施策の推進

計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

少子高齢化・人口減少の進展による地域社会の弱体化、また核家族化や共働き世帯の増加などにより、子育て環境が大きく変化しています。

少子化傾向に歯止めをかけ、千葉の未来、日本の未来を担う子どもたちを育成するためには、子どもの成長に応じて変わる子育て支援のニーズに対応し、大きな負担なく子どもを生み、育てることができる環境づくりに社会全体で取り組む必要があります。

こうした中、平成24年8月、子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）をはじめとする子ども・子育て関連3法が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

新制度では、住民に最も身近な市町村が、新制度の実施主体として、幼児期の学校教育・保育、子育て支援のニーズを把握し、「子ども・子育て支援事業計画」を策定の上、認定こども園・幼稚園・保育所などの整備を進めるほか、地域子ども・子育て支援事業などを実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うこととなります。

県では、市町村がこれらの役割を果たすために必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じるため、この「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」（以下「支援計画」という。）を策定します。

なお、本支援計画は、支援法第62条第1項の規定により策定するものであり、「千葉県総合計画」や「第三次千葉県地域福祉支援計画」等の県の関連諸計画との整合を図ります。

2 計画期間

本支援計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を一期として策定します。

3 計画の達成状況の点検・評価、見直し

本支援計画については、毎年度、計画に基づく施策の実施状況等を点検・評価の上、公表することとします。また、計画の3年目（平成29年度）を目安として見直しを行うほか、社会情勢の変化等により実態とのかい離が生じた場合においては、必要に応じて随時見直しを実施していきます。

「支援法」…子ども・子育て支援法（平成24年8月法律第65号）

「基本指針」…子ども・子育て支援法第60条第1項に基づく国の定める基本指針

第1章 教育・保育の充実と子育て家庭の支援

第1節 県設定区域

支援計画では、国の定める基本指針に基づき、『教育・保育の需要』と『それらの提供体制の内容と時期』を把握する単位となる区域＝「県設定区域」を定める必要があります。

本県では、この「県設定区域」について、現状の教育・保育施設の各市町村からの児童の受入状況などから、また、新制度の実施主体である各市町村の地域の実情等を個別に反映させることが容易となることから、1市町村を1つの区域とし、県内で54区域を設定します。

なお、「県設定区域」は教育・保育の供給状況などを把握するための単位であり、「県設定区域」（市町村）を越えた教育・保育施設の利用が制限されるものではありません。



資料3参照

※基本指針の内容

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、市町村が定める教育・保育の提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域を定めるものとされており、都道府県は、隣接市町村間等における広域利用等の実態を踏まえて区域を定めること。

その際、都道府県設定区域は、教育・保育施設の認可・認定の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

第2節 教育・保育の提供体制

支援計画における教育・保育の量の見込み、提供体制の内容及び実施時期については、市町村子ども・子育て支援事業計画の数値を県設定区域ごと、年度ごと、子どもの認定区分ごとに集計し、定めることとします。



資料4参照

※子どもの認定区分について

- 1号認定（支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども）
満3歳以上の教育を希望する（保育の必要がない）小学校就学前の子ども
- 2号認定（支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども）
満3歳以上の保育を必要とする小学校就学前の子ども
- 3号認定（支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども）
満3歳未満の保育を必要とする小学校就学前の子ども

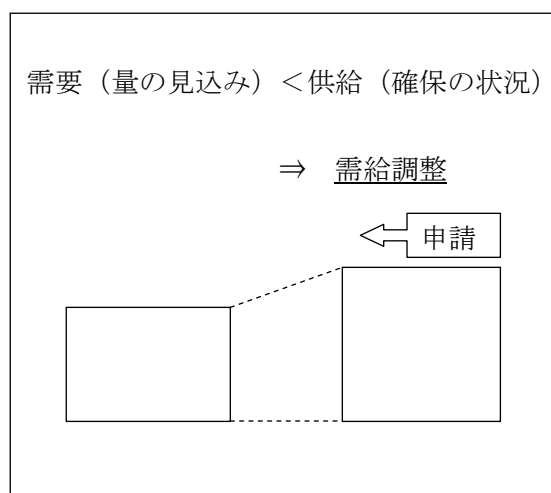
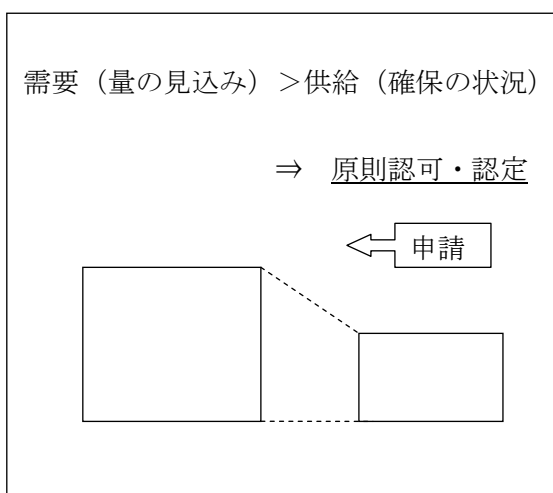
第3節 認可・認定に関する需給調整

1 基本的な考え方

需給調整の基本的な考え方

需要（量の見込み）＞供給（利用定員の総数）⇒原則認可・認定

需要（量の見込み）＜供給（利用定員の総数）⇒需給調整



県では、認可・認定の申請を行った認定こども園や保育所について、認可・認定基準を満たす場合、認定こども園や保育所の認可・認定を行います。

但し、教育・保育に関する供給が需要を上回る場合、需給調整として認可・認定を行わないことがあります。

○以下の要件に該当する場合、需給調整として認可・認定を行うかどうか検討します。

当該年度の県設定区域における「利用定員の総数A」が、「必要利用定員総数B」に既に達しているか、認可・認定によりこれを超えることになるとき。

1・2号認定

A：特定教育・保育施設の利用定員の総数

B：特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数

3号認定

A：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用定員の総数

B：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数

※関係法令

児童福祉法第 35 条第 8 項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 7 項・第 17 条第 6 項

2 支援計画に含まれない施設の認可・認定

支援計画の「確保方策」として定められている施設や事業の認可・認定が行われる前に、支援計画に含まれない施設から認可・認定の申請があった場合、県では、国の定める基本指針における考え方を踏まえ、当該県設定区域における子どもの認定区分ごとの認定動向などを勘案しながら、関係市町村とも協議の上、認可・認定について判断します。

※基本指針の内容

子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育施設又は地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該整備を行っている教育・保育施設又は地域型保育事業所の認可又は認定が行われる前に、計画に定めのない教育・保育施設の認可又は認定の申請があったときは、知事は、教育・保育施設の認可又は認定をしないことができる。

なお、この場合、自治体の判断で、計画に定めのない教育・保育施設の認可・認定を行うことは可能である。

また、実際に認定を受けた人数が、計画における「量の見込み」を上回っているときは、知事は、地域の実情に応じ、教育・保育施設の認可・認定を行うことが望ましい。

3 幼稚園・保育所の認定こども園への移行

県では、幼稚園や保育所が認定こども園に移行する場合、各県設定区域において、利用定員が、「量の見込み」に「県計画で定める数」を加えた数に達するまでは、認定こども園の認可・認定を行います。

「県計画で定める数」については、幼稚園や保育所の認定こども園への移行希望を基に、市町村の意見等を踏まえ設定します。

4 特定教育・保育施設に該当しない幼稚園

確認を受けない幼稚園(私学助成を受ける幼稚園)が県設定区域にある場合、当該施設について1号認定子どもの利用定員数に加えます。

※基本指針の内容

知事は、教育・保育施設の認定又は認可の申請があったときは、当該認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設の利用定員の総数(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)及び特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の利用定員の総数の合計が、都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該認可若しくは認定の申請に係る教育・保育施設の設置によってこれを超えることになることを認める場合は、教育・保育施設の認可又は認定をしないことができる。

第4節 教育・保育の一体的な提供とその推進

幼児期の教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。また、全ての子どもの健やかな育ちを保証していくためには、発達段階に応じた質の高い教育や保育が安定的に提供されることが重要です。

県では、一人一人の子どもの健やかな成長を目指し、施策を展開していくとともに、支援計画の着実な実施により、「子ども・子育て支援新制度」の実施主体である市町村を支援していきます。

1 認定こども園の普及

県では、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化などによらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、既存の幼稚園や保育所の認定こども園への移行希望なども踏まえながら、認定こども園の普及に努めていきます。

【認定こども園の目標設置数（平成31年度末まで）】

県設定区域名	目標設置数	うち 確保方策で 定める数	うち 県計画で 定める数
〇〇市	3	2	1
・・・	・	・	・
・・・	・	・	・

2 認定こども園・幼稚園・保育所と小学校等との連携

幼児期と学童期における子どもの発達や学びの連続性を保障するためには認定こども園・幼稚園・保育所と小学校等の教育や保育が円滑に接続することがとても重要です。遊びを中心とする幼児期の教育・保育から、教科を中心とする小学校教育へと環境が変わっても、「生活の接続」「学びの接続」を行っていく必要があります。

教育・保育の連続性や一貫性を確保し、体系的な教育・保育を提供するため、また子ども一人ひとりが環境の変化に対応できるよう、これら小学校就学前施設と小学校等がお互いの教育・保育の内容や指導方法を学びあい、相互理解を深め、指導方法の工夫や改善に努めるとともに、職員研修などの機会をとらえて小学校への円滑な接続についての重要性を発信し、幼児・児童の交流活動を充実させる環境づくりに努めてまいります。

また、地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く）は、小規模であることや原則として3歳未満児を受け入れの対象としていることから、認定こども園・幼稚園・保育所のいずれかが連携施設となり、保育内容に関する支援を行うとともに、卒園後の受け皿の役割を担います。

県では、これらの小学校就学前施設が子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担っていることを踏まえ、連携施設を中心として、地域型保育事業者等との連携や積極的な交流を促していきます。

第5節 人材の確保と資質の向上

質の高い教育・保育や子育て支援を行うためには、幼稚園教諭、保育士、保育教諭など、子どもの育ちを支援する者の確保とともに、その専門性や経験の積み重ねが極めて重要です。

そのため、必要な人材の確保に努めるとともに、職員の経験年数や各園の課題などに対応した研修を行い、教育・保育の質の向上を図っていきます。

1 研修の実施

幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、子どもの最善の利益と乳幼児期にふさわしい生活の場を保障するため、計画的な職員研修を実施します。

また、アレルギー対応など、専門性が高く、幼稚園・保育所・認定こども園にまたがって行う必要がある研修については、県の担当部署や関係団体と連携し計画・実施していきます。

なお、新制度では、現に勤務している職員が積極的に研修に参加できるよう、給付費の中で研修代替要員費が計上される仕組みとなっています。

【研修の内容】

幼稚園教諭や保育士に対する研修は、それぞれの経験年数や課題などに応じ、原則として施設種類別に行っています。(別表1・2参照)

また、教育委員会が実施する「千葉県幼稚園教育課程研究協議会」については、幼稚園教育課程に関する諸問題のほか、保育技術等に関する専門的な講義・研究協議等を行うため、幼稚園だけでなく、認定こども園や保育所の保育士・幼稚園教諭等も研修の対象者としています。

県内の幼稚園児の約9割が通う私立幼稚園については、私立幼稚園関係団体が教職員の資質向上などのため、様々な研修を企画・実施しています。

[千葉県幼稚園教育課程研究協議会 (年間2回)]

※県教育委員会主催

幼稚園の教育課程の編成及び実施に伴う指導上の諸問題について研究協議、講義等を行うことにより、幼稚園教育の振興・充実に資する。

《参加対象者》

国公私立幼稚園の園長、教員等

認定こども園の施設長、教員及び保育士等

保育所の施設長及び保育士等

[幼稚園教諭等に関する研修]

幼稚園に携わる職員に対して必要な知識・技術の習得、向上を図る研修を実施。

※県教育委員会主催

別表 1

区分	目的
幼稚園等 初任者研修	一年間の職務遂行に必要な事項に関する研修を実施し、現職研修の一環として、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる。
10年経験 者研修	幼児の発達や学びの特性を踏まえた幼児教育に関する専門的な力量向上や積極的に園務推進に参加するために必要な事項に関する実践的な研修を実施し、教職経験10年を経過した教員としての資質能力の向上と併せて職場の活性化や若手教員への指導・助言など期待される役割について意識化を図る。
保育技術協 議会	保育技術の向上をめざす中堅の幼稚園教諭等に対し、幼稚園の教育課程その他の保育内容の実践にあたって必要な事項に関する専門的・実践的な研修を実施し、指導技術の一層の向上と併せて職場の活性化や後輩教員への指導助言などの役割を果たす中堅教員としての資質能力の向上を図る研修を実施する。
園長等運営 管理協議会	幼稚園の園長又は副園長、教頭、主任等に対し、特色ある教育活動の推進や喫緊の教育課題に組織的に対応する等、適切な園の運営を推進するための専門的・実践的な研修を実施し、園の運営能力や危機管理能力の向上を図り、幼稚園教育の充実に資する。

〔保育士等に関する研修〕

保育所に携わる職員に対して必要な知識・技術の習得、向上を図る研修を実施。
 (専門分野別研修は年度により一部項目を変えて実施しています。)

※県主催 (委託により実施)

別表 2

区分		目的
I 階層別研修		
1	保育所長研修	施設長又はそれに準ずる者に対して、保育所の運営管理及び責務等について理解を深めるための研修を行い、保育所長(リーダー)としての資質向上を図る。
2	主任保育士研修	主任保育士又はそれに準ずる保育士に対して、職責を果たすために必要な研修を行い、保育士の統率者及び施設長の補佐としての資質の向上を図る。
3	中堅保育士研修	中堅保育士に対して、保育所において中核的な役割を果たすために必要な研修を行い、中堅保育士としての資質向上を図る。
4	初級保育士研修	新任保育士に対して保育、児童心理、実技等保育の基礎知識を修得させるための研修を行い、保育者としての資質向上を図る。
II 専門分野別研修		
5	乳児保育に関する研修	乳児保育に必要な研修を行い、保育内容の向上を図る。
6	障害児保育に関する研修	障害児保育に必要な研修を行い、保育内容の向上を図る。
7	病児・病後児保育に関する研修	病児・病後児保育に必要な研修を行い、保育内容の向上を図る。
8	アレルギー疾患に対応する研修	保育所のアレルギーを持つ乳幼児に対応する必要な研修を行い、保育内容の向上を図る。
9	子育て支援に関する研修	子育て支援や保護者支援に必要な研修を行い、子育て支援の向上を図る。
10	最近の保育行政の動向に関する研修	子ども・子育て関連3法施行に伴う今後の保育行政についての研修を行い、知識の向上を図る。

2 人材の養成と就業の促進

保育士を養成する保育士養成施設は、千葉県内では17校（22課程）が指定されています。（平成26年度末現在）

県では、「ちば保育士・保育所支援センター」による保育士養成施設の学生に対する就職説明会の開催や保育所に勤務する保育士と学生との交流を行うなど、県内保育施設等への就業を促進しています。

また支援センターでは、潜在保育士の再就職支援のための研修や再就職希望者からの相談事業など、潜在保育士の就職支援も行っています。

なお、私立幼稚園関係団体では、幼稚園教諭に対する就職説明会を開催しています。

3 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の具体的な必要見込み人数について

この見込み数については、厚生労働省が示した当該数を算出するためのワークシートにより算出することとなっています。

当該ワークシートは、利用児童数（量の見込み）及び確保方策で設定した利用定員を各施設・事業別に入力することにより算出される仕組みとなっているため、現在こども園への移行の最新の意向を確認しており、その結果を踏まえて第4回で御報告します。

4 保育教諭についての特例制度の周知

新たな幼保連携型認定こども園に置かれる「保育教諭」となるためには、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」両方の免許・資格が必要ですが、片方の免許・資格のみの保有者に対しては、現在、必要な免許・資格の取得について負担軽減のための特例措置が設けられています。

県では、この特例制度について、県内の幼稚園、保育施設、指定保育士養成施設などへの周知を行うとともに、県ホームページにおいて特例制度の説明を行っています。

また、今後国や県で実施する保育教諭を増やすための施策について、ホームページを活用し周知に努めます。

【保育教諭についての特例制度（経過措置）】

新たな幼保連携型認定こども園は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有していることが原則です。

新たな幼保連携型認定こども園への円滑な移行を促進するため、改正認定こども園法施行後5年間は、「幼稚園教諭免許」又は「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」として勤務できる経過措置が設けられています。

この経過措置期間中に保育所又は幼稚園等における勤務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数等を軽減する特例を設け、免許・資格の併有を促進しています。

なお、千葉県内の保育所における保育士の約83%が幼稚園教諭免許を所有しており、また県内幼稚園においても私立では約〇〇%、公立では約〇〇%の幼稚園教諭が保育士資格を所有しています。

5 国の施策の活用による人材確保

(1) 保育士・保育所支援センター

誰もが安心して子どもを生み、育てられる環境づくりを推進するためには、保育所や認定こども園などの保育の受け皿となる施設の拡充と合わせ、その保育現場で働く保育士確保の取組も大変重要となっています。

このため、県では、「ちば保育士・保育所支援センター」を設置し、潜在保育士の方の就労支援や復職に向けた研修などの取組を実施しています。

同センターでは保育士資格を有する方の情報管理や、就労意向の状況把握などが可能となるデータベースシステム（「保育士人材バンク」）を運用しています。

この保育士人材バンクを活用して、保育士人材を必要とする保育所と潜在保育士等のマッチング強化を図るアプローチサービスに取り組んでいるほか、再就職支援コーディネーターを配置し、現役保育士や保育所経営者からの相談を受けるなど、保育士が継続して就労できる環境整備に努めています。

県では、こうした取組を通じて、潜在保育士の就職支援等を積極的に行い、保育士確保を推進していきます。

〈取組内容〉

保育士再就職支援コーディネーターを配置（※総合相談）

- ・ 保育士の求人・求職者情報の把握
- ・ 求職者ニーズにあった就職先の紹介・斡旋
- ・ 潜在保育士の活用に関する助言や相談
- ・ 保育士養成施設の学生に対する就職説明会
- ・ 保育施設等の職場見学会
- ・ 潜在保育士の再就職支援のための研修

(2) 処遇の改善

幼稚園教諭や保育士については、職員1人当たりの給与月額や平均勤続年数について、民間の他の職種と比較して低い傾向にあることから、人材の確保や定着のため、処遇の改善が重要とされてきました。

新制度においては、民間施設に対する運営費助成について、職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じて助成額を上乗せし、職員の処遇を改善することにより、人材の確保と定着を図っていきます。

第6節 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し ～ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の推進～

県民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会においてもいきいきと暮らし、安心して子どもを産み育てられる社会をつくるためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の実現が必要です。

そのためには、職場、地域においてワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）を尊ぶ風土の醸成を進めていくとともに、子育て中の男女のみならず、働くすべての人々の仕事と家庭のバランスがとれた働き方の実現を目指していくことが大切です。

第1子出産を機に仕事を辞める女性は、全国で約6割に上るとともに、出産を機に退職した女性の約4分の1が「仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立の難しい」との理由で仕事を辞めています。

また、県内においても、子育て期にあたる30歳代の女性の労働力率が全国平均を下回るなど、女性が出産・子育てをしながら働きつづけられない実態が浮き彫りになっています。

さらに県の調査では男性の育児休業取得率はわずか3.8%に過ぎず、男性の育児休業取得に対する考え方をみると、限られた人員のなかで、男性の取得は難しいと考える割合が6割をこえているなど、男女ともに仕事と子育てが両立できる働き方が実現されているとは言えない状況にあります。

このような現状に対して、県内企業に対するワーク・ライフ・バランスの正しい理解、経営効果などについて普及啓発に行い、経営者、労働者自らが、長時間労働などの働き方を見直し、育児休業の取得等、仕事と子育てを両立できるよう取組みを進める必要があります。

そのためには、企業における仕事と子育ての両立支援制度の充実と、企業内の意識改革といった運用面での取組みの強化が必要です。特に、県内企業の99.8%を占める中小企業における取組みが進展するように、各企業に応じた支援が重要です。

また、子育て期の男女のみならず、介護しながら働く人等も含めた全ての人の「ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）」を実現する必要があります。

1 企業の「仕事と子育ての両立支援制度の充実」の促進

- (1) 企業経営者や人事労務担当者に対し、両立支援や女性の活用についての周知啓発を行います。
- (2) 法定を上回る両立支援制度づくりを奨励し、先進企業の事例を収集して紹介・普及を図ります。

- (3) 中小企業に対して両立支援アドバイザーを活用し、企業の実情に合わせた両立支援制度等について助言を行います。
- (4) 国（労働局）、市町村、企業・経営者団体、労働組合等と連携、協力の体制を構築して取組みを促進します。

2 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた「企業内の意識改革」の促進

- (1) 多様な勤務形態の導入や人材の活用、業務の見直しによる仕事時間の縮減などに取組む先進的企業の事例を収集し、普及に努めます。
- (2) 中小企業に対して両立支援アドバイザーを派遣し、社員向けにワーク・ライフ・バランスの普及啓発を行います。
- (3) 長時間労働を当たり前とする風潮をなくすため、残業の削減や年次有給休暇の取得を促す広報を促進します。
- (4) ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の採用・登用や職域拡大のための取組みを積極的に行っている県内の事業所を広く紹介します。

①ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催

企業が、経営戦略の一つとしてワーク・ライフ・バランスを認識し、主体的に取組む契機とするために、市町村や商工団体等と連携して、有識者による講演や企業の事例発表等を盛り込んだセミナーを開催します。

②“社員いきいき！元気な会社” 宣言企業の拡大

子育て支援や残業の削減など、誰もが働きやすい職場づくりに取組む「社員いきいき！元気な会社” 宣言企業」を募集し、企業名や取組内容をホームページや広報誌等で紹介して、県内企業の取組みを一層促進します。

③両立支援アドバイザーの企業派遣

両立支援アドバイザー（社会保険労務士等）を中小企業に派遣し、両立支援に係る具体的な相談に対応したり、ワーク・ライフ・バランスをテーマとする企業研修の講師を務めるなど、個別企業の事情に応じた支援を行います。

④育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法等関係法令の周知・啓発

千葉労働局等と連携し、育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法等の関係法令について、県広報誌「労政ちば」の配布やセミナーの開催等により県内企業への周知を図ります。

⑤育児休業中の生活資金など労働者生活資金貸付の実施

仕事と家庭を両立させたい労働者を支援するため、取扱金融機関と協調して、育児・介護休業の取得中の方を対象とした生活資金の低利貸付を実施します。

第7節 小学生の放課後対応の充実

女性の就業率の高まりや就労形態の多様化に伴い、就学前のみならず小学校入学後の保育需要も高まっています。

厚生労働省の事業である「放課後児童健全育成事業」と文部科学省の事業である「放課後子供教室推進事業」を一体的あるいは連携してすすめる「放課後子ども総合プラン」を実施することで、全ての子どもたちが放課後や週末等に安心して活動できる居場所の確保を図ります。

1 放課後児童クラブについて

放課後児童クラブは現在、県内全ての市町村で設置運営されており、その数も年々増加傾向にあります。特に都市部においては、放課後児童クラブの需要の高まりと相まって、待機児童数も年々増加傾向にあります。

放課後児童クラブは、保護者が安心して就労等できるよう支援する施設であるとともに、遊びや生活を通じた児童のさまざまな交流や助け合いなどにより、子どもの健全な成長・発達を保障し、その自立を支援する大切な場所です。

放課後児童クラブの受入定員増を図っていくための施設整備と人材の確保に加え、新制度において新たに配置されることとなる放課後児童支援員の研修を通して質的向上を図り、量と質の両面から充実を図ることが必要です。

県では、以下のような取組に対し助成を行うとともに、放課後児童支援員に対し研修を行い、量と質の両面から支援していきます。

- ・待機児童の解消を図るため、放課後児童クラブの新規開設を促進するとともに、大規模クラブの規模の適正化を図るためクラブの分割や空き教室の積極的な利用を促進
- ・市町村と連携し、保護者のニーズに応じて、障害児を含め、必要な全ての子どもが利用できるよう放課後児童クラブの整備を促進
- ・利用者のニーズに柔軟に対応し、開設時間の延長等、放課後児童クラブを利用しやすくするための運営体制の拡充を支援

【放課後児童支援員に対する研修内容】

- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
- ・子どもの発達等についての基礎知識
- ・放課後児童クラブにおける子ども・保護者支援のあり方
- ・放課後児童クラブにおける安全、安心への対応
- ・放課後児童支援員として求められる役割・機能

2 放課後子供教室推進事業

地域全体で子どもを育むため、学校の余裕教室等を活用して、安全で安心して活動できる子どもの居場所を設け、全ての子どもを対象に、地域の方々の参画を得て、放課後や週末における学習やスポーツ・文化芸術活動等の様々な活動や地域住民との交流活動等を推進します。

「放課後子ども総合プラン」の推進に向けて「推進委員会」を設置し、放課後対策の総合的な在り方について検討します。

第2章 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

第1節 子ども虐待防止対策の充実

子ども虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるものであり、子どもに対する最も重大な人権侵害です。

子ども虐待は家庭の中で起こることから、その発見が難しく、また、子ども虐待の背景には、核家族化や人間関係の希薄化といった現代の社会、地域、家庭の構造的・複合的な問題があります。このような子育てがしづらい状況から、子ども虐待はどこ家庭でも起こりうる現象としてとらえ、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

子ども虐待防止の取組に当たっては、子どもの安全を第一に、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまで、切れ目のない総合的な支援が必要です。

1 児童相談所の体制の強化

千葉県所管の児童相談所が平成25年度に対応した相談件数は、4,561件、5年前に比べて約2倍となっており、年々増加傾向にあります。子ども虐待に迅速に対応するためには、児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上による、児童相談所の体制の強化が重要です。

① 児童相談所の人員体制の強化としては、業務量に応じた職員配置を適切にできるよう、計画的な職員の増員に努めます。

② 児童虐待防止に関する法律の改正（平成20年4月1日施行）により、児童相談所の権限が強化され、子どもの安全確認や安全確保のため、より実効性のある安全確認手段として、従来の立入調査に加え、出頭要求や臨検・捜索ができるようになりました。

これを踏まえて、児童相談所に平成24年度から警察官等を配置した結果、警察機関との連携が強化され、児童の安全確保等に効果が出ていることから、配置を継続します。

③ 虐待を受けた(疑いのある)子どもについて、高度な専門性を求められる場合、弁護士や医師をあらかじめ登録し、協力体制を整え、法的、医学的専門性の確保を図っており、今後更なる強化を検討していきます。

④ 24時間・365日体制で子ども虐待等の電話相談に対応するため、中央児童相談所に電話相談員を引き続き配置します。

⑤ 児童相談所職員に対し、Off JT（注）に加え、経験年数に応じたOJT（注）を行うなど、体系的・実践的な研修の充実強化に取り組みます。

- ⑥ 児童相談所の体制強化に資するため、児童相談所システムの充実強化を図ります。

(注) Off JT…職場外訓練

OJT …工作中、仕事を通じた訓練

2 市町村や関係機関との役割分担連携の推進

市町村と児童相談所は、子ども虐待の通告受理・援助機関として、ともに子どもの安全と福祉を守る責務を負っています。市町村は地域に密着した行政機関としてさまざまなサービスを提供する役割を担い、児童相談所は、これまでの虐待対応の知見や専門的機能を生かした役割を担うこととなります。子ども虐待の防止、早期発見・対応、家族関係の調整、自立に向けた切れ目のない支援をするために、市町村と児童相談所はそれぞれの特長を生かした役割分担をし、連携・協力することが必要です。

市町村においては、要保護児童対策地域協議会（児童虐待防止ネットワーク）を設置し、総合的なケース管理を行い、地域の関係機関が連携、協力して、子どもや家庭を支援しているところです。県においては、市町村の体制や取組状況を支援していく必要があることから、要保護児童対策地域協議会の機能強化及び虐待防止ネットワークから要保護児童対策地域協議会への移行支援を行うため、助言指導を行う専門家の派遣事業の活用を市町村に積極的に働きかけ、協議会の設置と機能強化を推進していきます。

児童相談所は日常的に、市町村はもとより、保健センター、保健所、警察、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、要保護児童対策地域協議会の活用により情報共有を図り、専門的な立場から助言を行っていきます。

県では、要保護児童対策地域協議会の実効性をさらに高めるため、協議会や調整機関のあり方を検討し、市町村を支援します。

また県において平成26年1月に作成した「子ども虐待対応マニュアル」を活用し、児童相談所と市町村職員の合同研修を実施するとともに、母子保健担当部署に対して、「母子保健虐待予防マニュアル」の内容修正を検討するなど、市町村を支援します。

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金を利用し、子ども虐待防止のために医療のネットワーク整備を働きかけていきます。

3 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

平成21年4月に施行された児童福祉法の改正により、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等、子育て事業が法定化され、市町村においてその実施が努力義務とされたことから、県では国の補助金制度の活用などにより市町村

を支援します。

また、要保護児童対策地域協議会の支援対象として、要保護児童、要支援児童及び特定妊婦が位置づけられました。市町村は、妊娠届の時期、望まない妊娠、妊婦健診の受診状況、飛び込み出産、乳幼児健診の受診状況、子どもの予防接種の状況等を一元的に情報管理し、必要に応じて要保護児童対策地域協議会にケース登録するなど、母子保健担当部署担当部署と連携し、妊娠期からの支援体制を構築する必要があります。

4 子ども虐待による死亡事例等の重大事例の検証

県は、子ども虐待による死亡事例等の重大事例について、第三者機関である千葉県社会福祉審議会に諮問し、児童虐待死亡事例等検証委員会（注）の検証結果を踏まえて、必要な再発防止のための措置を講じます。

（注）千葉県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 社会的養護検討部会
児童虐待死亡事例等検証委員会

第2節 社会的養護体制の充実

虐待案件の増加に伴い、心に傷を負ったり、社会とのかかわり方に問題を抱える児童が増えています。

従来の大舎制や中舎制の児童養護施設や乳児院での施設養護では、職員と児童が多対多であったため、児童一人一人と職員の信頼関係・愛着関係を築くのが難しく、個別のケアが不十分なところがありました。また、自己肯定感や主体性を失っている児童も増えており、自立する際の障害となっています。

こういった問題を解決するため、多様化する児童のケアの充実に加え、里親等による養護や施設の中で家庭的な養護を行う小規模グループケア等を推進し、児童福祉体制の充実を図ります。

1 家庭的養護の推進

児童のケアの充実のため、里親委託等の家庭養護を推進するとともに、施設養護においても家庭的な養護体制の整備を推進します。

家庭的な養護により、安心感ある場所で大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育み、自分で選択や決定をしながら生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育んでいきます。

施設による家庭的な養護には、本園または分園において少人数毎に生活空間を区切り、基本的に各ユニット毎に養護を行っていく小規模グループケアと、地域の住宅地などに施設から独立して設置し、より一般家庭に近い形で養護を行っていく地域小規模児童養護施設という形態があります。

(1) 里親委託等の推進

家庭において適切な養育を受けられない児童には、特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより安心感・信頼感を獲得し、家庭生活の中で社会性を養うことができる里親やファミリーホームへの委託を優先して検討します。

里親等に委託される児童は、様々な背景を持つとともに、「中途からの養育」による育てづらさが出る場合も多いため、児童相談所だけでなく、児童養護施設や乳児院、児童家庭支援センターなどの関係機関と連携し、継続的な支援体制を整備します。

また、市町村等と連携し里親制度等の普及に努め、地域での子育て支援事業の活用を図り、新たな里親やファミリーホームを開拓します。

(2) 施設の小規模化及び地域分散化の推進

県内の児童養護施設及び乳児院に「家庭的養護推進計画」を策定するよう依頼し、施設ごとに家庭的養護の実現のために取り組むべき事項を明確化しました。計画の策定に際しては、施設の小規模化を行う際の課題や職員の配置などについて助言を行っています。

また、県においても各施設の「家庭的養護推進計画」を踏まえ、家庭的な養護を実現するための県内施設への支援や里親委託等の推進を目指す「都道府県推進計画」を策定しています。

今まで大舎制・中舎制での養護を行ってきた施設では、施設の構造を大きく変えなければならない場合が多く、施設の財政面的負担が課題となりますが、国の次世代育成支援対策施設整備交付金と県費による補助を行うことで施設の負担を軽減し、より家庭的な養護への転換促進を図ります。

また、地域小規模児童養護施設を開設する際には、地域や学校の理解や協力を得る必要があります。上記の補助制度による財政的な支援に加え、必要があれば各自治体・地域への説明を行い、理解と協力が得られるよう支援を行います。

2 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成

被虐待児等の人格形成や精神的回復等のために、児童一人一人に合った専門的なケアの充実と体制づくりを進めています。

国の児童虐待・DV対策等総合支援事業を活用して研修を実施し、児童相談所職員、里親、施設職員の資質の向上とケアの充実を図っています。

施設においては、平成24年に家庭支援専門相談員と個別対応職員を必ず配置することとなり、児童の個別的なケアの充実が図られています。また、虐待等により心的外傷等を負った児童のケアを行う心理療法担当職員や、里親制度の充実を担う里親支援専門相談員について、各施設対し制度の説明を積極的に行うなど、配置の促進に努めています。

近年、虐待の増加等により情緒障害を持った児童が増加していますが、こういった児童の中には児童養護施設等では対応しきれない、医学的・心理学的・社会的なアセスメントや治療を必要とする児童が含まれます。そのため、専門的な知識を持った職員が配置されている情緒障害児短期治療施設については、全都道府県に設置の必要があるとされていますが、現在県内には設置されていないため、早期の設置を目指し社会福祉法人に働きかけを行っています。

3 自立支援の充実

(1) 家庭的養護の推進

社会的養護の下で育った児童が社会的な自立の前に、衣食住に関する基本的な生活管理、金銭管理、健康管理など、生活技術の知識や経験を得るとともに、社会人に求められるマナーの習得や、主体的な時間の使い方など、自立生活に必要な力が身につくよう、家庭的な養護を推進します。

また、施設や里親等から自立していった児童にとって、施設や里親等は困ったときに頼れる、いわば実家のような役割を持ち得ます。自立後も、施設や里親等が長期にわたり、児童一人一人とつながりを持つアフターケアの取り組みを推進していきます。

(2) 進学や就職に向けた費用の充実

進学や安定した就職のためには、学習支援の充実や、進学や就職に係る費用の支弁が必要となりますが、国の定める大学等進学支度費や就職支度費は十分とは言えません。平成25年度からは、高等学校及び特別支援学校高等部に在学する児童が資格取得又は講習等を受講するための経費を支弁することとされ、支援の充実が図られていますが、いまだ実際の所要額と支弁額の格差は大きいと考えられます。

そのため、県では児童養護施設等県単措置費事業を実施し、教育費、特別育成費及び就職支度費に対し上乘せを実施しています。今後も、児童養護施設等県単措置費事業を継続するとともに、国に対しては、更なる措置費の改善を要望していきます。

また、児童が自立する際、就職やアパート等を賃借するに当たっては保証人が必要となるため、身元保証人確保対策事業を実施しています。

(3) 措置延長や自立援助ホームの活用

進学や就労をしながら自立した生活を行うことは容易なことではなく、精神的にも、経済的にも生活が不安定となりやすく、就職後、短期間のうちに離職する児童も多くなっています。

このため、満18歳を超えた児童であっても、自立生活能力が十分ではない児童については、措置延長を適切に実施していく必要があります。

また、義務教育を終了した20歳未満の児童等であって、より自立度の高い児童等については、自立援助ホームを活用して自立した生活を支援していきます。

県内の自立援助ホームは平成26年度当初において4か所ありますが、今後の需要等を勘案し、必要な整備を図ります。

4 家族支援及び地域支援の充実

児童虐待の発生を未然に防止するためには、地域における児童家庭の相談・支援体制の充実が必要となりますが、家庭の持つ問題は様々であり、対応には専門的な知識と技術が求められます。

県では、児童相談所職員や施設職員のほか、最初に児童家庭と接することとなる市町村職員も対象として児童虐待に関する各種研修を開催しており、児童家庭のケアの充実を図っています。

児童相談所においては、平成20年に策定された「家族関係支援プログラム」を実践し、家族相互の自立と虐待の世代間連鎖の防止を進めています。

施設においては、家庭環境の調整を行う家庭支援専門相談員が平成24年に必ず配置されることとなり、虐待の再発防止と家庭支援の充実のため尽力しています。

地域の児童の福祉に関する各般の問題について、専門的な知識と技術を有し、技術的な助言などの支援を行う児童家庭支援センターは、平成26年度当初県内9か所設置されており、児童家庭の支援を担っています。

5 子どもの権利擁護の推進

社会的養護を受けている児童の権利擁護の強化を図るため、児童相談所職員や里親、施設職員に対する研修事業等を推進し、児童のケアの充実や児童の支援における注意喚起を促しています。

また、県の措置により児童が里親等に委託される際又は施設に入所する際には、児童に子どもの権利擁護について説明し、周囲の大人に相談できない状態にある時に困ったことなどを相談できるよう、子どもの権利擁護に関するしおりと共に、葉書を渡しています。

被措置児童虐待が発生した場合には、迅速に児童の安全を確保し、問題の解決を図ることが出来るよう、「被措置児童等虐待対応マニュアル」を定め、職員に周知するとともに必要な体制を整え、児童の権利擁護に努めています。

施設においては、支援体制の確認や問題点の改善のため、3年に一度の第三者評価と毎年の自己評価が義務づけられており、県では今後とも、評価の実施を促していきます。

第3節 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭（以下「ひとり親家庭」という）の自立支援の推進については、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保支援、経済的支援及び支援体制の充実を五本柱として、総合的に実施します。

1 子育て・生活支援

ひとり親家庭向けの支援策は単独で実施しても費用対効果を見込むことが困難な場合が多く、県内におけるこれまでのひとり親家庭向けの支援事業の実施率は高くありません。

今後は、子ども・子育て支援新制度に位置付けられた各種事業をはじめ、一般の支援事業を十分に活用していくことが重要となります。その上でなお、一般の支援策では賄えないニーズが一定以上見込まれる場合にあっては、ひとり親家庭向けの事業（サービス）を効率的に実施する必要があります。

なお、男性については困っていても支援を求めることをためらう傾向にあるため、客観的に見て支援が必要な状況であっても、そのニーズが顕在化しない恐れがあります。このため、ひとり親の性差を考慮した支援について対応する必要があります。

また、学習支援については、支援策としてこれまで注目されてきませんでしたが、平成25年に子どもの貧困対策法が成立し、貧困の連鎖の防止という観点からその中に学習支援が盛り込まれたこと、またそのニーズも高いことから事業の推進を図る必要があります。

一方、DV被害者等の通常の日常生活を送ることが困難な状況にあるひとり親家庭に対しては、付き添い型のより厚い支援が必要となります。

① 公営住宅への入居、保育所の入所、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の利用、子育て短期支援事業の利用、一時預かり事業の利用については、法令によりひとり親家庭への優先的配慮が定められており、これらの一般の子育て・生活支援事業の利用を促進します。

また、これ以外の生活・子育てに係る支援事業についても、事業の実態等からひとり親家庭への優先的配慮が可能なものについては対応するよう事業実施自治体へ働きかけを行います。

② 子育て支援や生活援助を行うひとり親家庭等日常生活支援事業について、そのニーズが一定以上ある場合は、該当の市町村へ実施の働きかけを行います。この際、効率的な運営を行うことにより費用対効果が得られるよう、例えば、ひとり親家庭等日常生活支援事業のコーディネート業務をファミリー・サポート・センター事業と共同で行う等、他団体の先進事例を紹介する等の支援を行います。

③ 父子家庭に対する支援については、男性が支援を求めるのをためらう傾

向があることから、ホームページやパンフレット等の広報媒体の充実による支援事業の周知や支援への積極的働きかけ等を行い、実際の相談・支援につなげていきます。

- ④ ひとり親家庭向けの学習支援を行う「学習支援ボランティア事業」については、事業の推進を図り、現在、未実施又は実施予定のない市町村に対しては、地域の実情等を考慮しつつ、実施に向けての働きかけを行います。
- ⑤ DV被害者や児童虐待が原因で精神的疾患を抱えている等、親子だけで通常の日常生活を送ること自体が困難な状況にあるひとり親家庭に対しては、母子生活支援施設への入所及びその施設による支援も含め、自立に至るまで中長期的に母子・父子自立支援員等による付き添い型のより厚い支援を行います。

2 就業支援

ひとり親の多くは既に就業していますが、一方で、正規雇用で働くことや資格を生かすことにより収入を上げるため、転職を希望する者がいることから、失業や離婚等による求職者に対する支援と同様、転職希望者に対しても支援が必要となっています。

また、支援対象となるひとり親自身が、希望する職種に見合った職業能力を身につけ、それを生かして就業することが、雇用の安定や収入の向上につながる基盤となることから、国家資格をはじめとする資格の取得及び技能の習得やその向上(スキルアップ)のための職業訓練に対する支援が必要です。

一方、現在就業していない者の多くは、病気であったり乳幼児の子どもの面倒をほかに見る者がいない場合等、就業できない何らかの事情を抱えている状況にあると思われます。このような、直ちに就業が困難なひとり親に対しては、就業に向けての課題や阻害要因に対する解決等、就業に至るまで継続的な支援を行うことが必要となります。

<就業相談・職業紹介等>

- ① 児童扶養手当受給者及び児童扶養手当の申請段階にあり、転職を希望する者や就業に当たって阻害要因のない求職者については、ハローワークとの連携により、担当制等でよりきめ細やかな支援が可能となる「生活保護受給者等就労自立促進事業」に基づく就労支援を、本人同意のもと積極的に行います。

また、県内市に対しては同様に「生活保護受給者等就労自立促進事業」に基づく支援や、ワンストップで支援につなげられるよう、ハローワークの常設又は臨時の窓口の設置を働きかけます。

- ② 県が設置している母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援

についても、求職情報の提供を受けたり、「生活保護受給者等就労自立促進事業」に基づく支援要請等により、ハローワークとの連携を強化し支援にあたります。

これらの支援により、正規雇用率が低い母子家庭の母をはじめ、正規雇用率を引き上げることを目指します。

なお支援にあたっては、収入面だけでなく、残業も含めた実質労働時間や労働時間帯等の労働条件が与える子育てへの影響に配慮する等、ひとり親個々の事情に配慮したうえで行います。

<職業訓練に係る支援>

③ 訓練経費の一部支給（自立支援教育訓練給付金事業）や、訓練期間中の生活負担の軽減のための給付金の支給（高等職業訓練促進給付金事業）を行う自立支援給付金事業について、県では引き続き実施するとともに、未実施の市に対しては事業の実施を働きかけ、支援対象者の居住地に関わらず支援が受けられることを目指します。

④ 県が母子家庭等就業・自立センター事業の一環として実施している就業支援講習会については、就業に結び付く又は職業能力の向上に資するものを対象として引き続き実施します。

⑤ 支援対象がひとり親に限定されないハローワークや県商工労働部で行っている同様の支援制度も含め、希望する職業訓練に対して複数の制度で給付対象となる場合は、一番有利な制度を選択できるような情報提供に努めます。

<就業が直ちに困難な者への支援>

⑥ 就業を直ちに行うことが困難な者に対しては、本人同意のもと「母子・父子自立支援プログラム策定等事業」による自立・支援プログラムを作成し計画的な支援を行う等、母子・父子自立支援員等による中長期的な支援を行います。

また、県内市に対しても同様に、きめ細やかな支援を行うよう働きかけます。

3 養育費確保支援

別居親に支払能力が無い場合以外にも、それまでの経緯からの感情的な要因も絡んで取り決めがされていない現状等もあり、養育費の取得率は低い現状ですが、子どもの福祉の観点からは、養育費が支払われることは大切であり、このための支援を行う必要があります。

また、別居親と子どもとの面会交流については、子どもの健やかな成長のために必要とされており、養育費を支払うインセンティブにもつながると言われていますが、まだその意義が県民に浸透しているとは言えないため、こ

れに対する継続的な啓発が必要です。

また、面会交流を行うことは合意しても、親が何らかの精神的わだかまりや実施について不安感を持っていたり、子どもへの影響等を考慮すると、当事者間だけの実施ではなく、専門的な知識や経験がある第三者の支援を受けることが必要なケースもあります。

- ① 養育費の取り決めや支払い・取得及び面会交流の実施の必要性について、県民への啓発を行います。
- ② 母子家庭等就業・自立センターにおいて実施している養育費取得に向けての相談事業を引き続き実施します。またその一環として、早期に養育費の取り決めがなされるよう、離婚前相談の実施や近隣での相談を希望する人のための移動相談会を実施します。
- ③ 面会交流の実施支援として、同居親と別居親の双方だけで面会交流の実施が困難で、県を通して第三者の専門機関による支援を受けた場合、その費用を助成します。

4 経済的支援

<児童扶養手当>

ひとり親家庭の児童のために給付される児童扶養手当は、多くのひとり親家庭にとって家計を支える上で不可欠なものとなっています。

平成26年12月からは公的年金との併給が可能となる制度変更が行われたところですが、児童扶養手当は申請がなければ支給が行われない申請主義によるものであることから、特に制度変更時等には、支給対象者が意図せず支給を受けられないことのないよう、制度の周知を図る必要があります。

また、児童扶養手当は法令に基づき全国一律の基準で支給していますが、手続きなどについて複雑でわかりづらい点等があることから、現在運用されている制度についても更なる周知を図り、適正な申請及び支給が行われるようにする必要があります。

<貸付金>

ひとり親家庭の経済的自立等を目的とした母子父子寡婦福祉資金の貸付制度は、ひとり親家庭にとって不可欠な支援制度ですが、その実績のほとんどは修学資金と就学支度資金の貸付けが占めており、子どもの教育を受ける機会を確保するという観点からも、引き続きひとり親家庭に対して貸付けが行われることが重要です。

一方、卒業後に不況の影響等により、子どもが見込んだ収入が得られる職に就けず、予定通りの償還が困難となる事例が多くなっています。また、疾病等それ以外の理由で償還が困難となっていることもあり、借受者の立場に立った支援も必要となります。

<医療費助成制度>

児童扶養手当の支給を受けているひとり親家庭の親と児童に対し、保険診療の自己負担分を助成する本事業は、ひとり親家庭向けの各種支援事業の中で唯一、地方単独事業として行っています。

保険医療制度や高額医療費制度等の下では、自己負担額は一定範囲内に収まりますが、それでも、児童扶養手当の支給対象となる所得のひとり親家庭にとっては、その額が負担となるものであり、また、助成制度が無かった場合には受診を控えて重症化することも想定されることから、本助成制度は有効なものといえます。

<児童扶養手当>

① 児童扶養手当制度の更なる周知を図り、適正な申請及び支給が行われるよう努めます。

特に制度変更時には、対象者への周知に漏れが生じないように努めます。

② 支給の取扱いに差が生じないように、県内市町村に対し制度の運用等に当たり助言や指導を行います。

<貸付金>

③ 母子父子寡婦福祉資金について、制度の周知を図るとともに、必要とされるひとり親家庭に対して適宜貸付けを行います。

また、平成26年10月から新たに貸付け対象となった父子家庭に対し、引き続き周知に努めます。

④ 計画通りの償還ができない者に対しては、単なる償還指導だけでなく、償還に向けての課題や阻害要因解決のための支援も行い、償還や自立に結び付ける支援を行います。

<医療費助成制度>

⑤ 県内市町村が行っているひとり親家庭への医療費助成制度を支援するため、引き続き、政令市を除く県内市町村が助成した額に対して補助を行います。

5 支援体制の充実

ひとり親の多くは就業しており相談時間が取りづらいこと、また父子家庭の父については、男性が支援を求めるのをためらう傾向があることから、支援の入り口として、まずはホームページやパンフレット等の広報媒体を使って事業の周知を図ることが大切です。

ただし、離婚直後においては生活が激変し、様々な困難に直面することがあるため、なるべく早く具体的な支援に繋がるよう対応することが必要とな

ります。

また、ひとり親家庭等への支援については、ひとり親家庭向けの支援策だけを前提とするのではなく、例えば、子育て・生活支援であれば広く一般家庭向けの制度の利用などにより、ニーズを充足させていくことが大切です。また同様に、就業支援であれば広く就職困難者向けの制度等を、養育費相談ならば一般の法律相談を利用していくこと等が必要です。

このため、支援にあたる母子・父子自立支援員等は、ひとり親家庭向けの支援策だけでなく、ひとり親家庭も対象となる支援事業についても幅広い知識を持ち、最新の情報を把握して、個々の状況に見合った支援策をひとり親が選択・利用できるように支援することが必要です。

また例えば、母子父子寡婦福祉資金の債権管理業務には民法や破産法等の知識が必要となる等、より専門的な知識も支援のバックボーンとして必要となります。

一方、公的機関から支援を受けるだけでなく、同じ境遇にあるひとり親家庭同士が定期的に集まって、情報交換や悩みを打ち合える等の助け合いの場を設けることも、自立に向けた支援として有効と考えられます。

- ① ホームページ、パンフレット等の広報を充実し、各種支援事業の周知を図ります。
- ② 戸籍担当課との連携により、離婚届提出時に支援事業の周知や支援の働きかけを行う等、離婚直後における早期支援に繋げるための対応を県内市町村に働きかけます。
- ③ 研修の開催や参加を通して、母子・父子自立支援員の資質の向上を図り、ひとり親家庭への適時・適正な支援につなげます。
- ④ 母子・父子福祉団体等の活動に対し、事業の共催・助成や助言等を通して支援を行います。

また、ひとり親家庭同士の助け合いの場を設けるよう県内市町村に働きかけを行います。

第4節 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び推進

1 安心・安全な妊娠、出産、育児のための切れ目ない妊産婦・乳幼児保健対策の充実

母親が健康で安心して出産し子育てができる子育て環境の保障は、その子ども健康にも大きく関与し、やがてその子どもが成長し次の世代の親となり、さらにその子どもの生活習慣を形成していくことにつながるなど、重要な意味があります。

そのため、子ども・子育て支援の実施に当たっては、母子、更にはその家族の心身の健康状態にも注視し、妊娠・出産期からの切れ目のない支援に配慮し、より質の高い母子保健サービスを提供していくことが重要であり、児童福祉関連政策と母子保健関連施策との連携が求められています。

(1) 母子保健事業を通じた健康づくりの強化

妊産婦や乳幼児の健康診査などの母子保健事業の充実を図り、疾病の早期予防、早期発見を行い、支援を必要とする家庭に対しては、健康診査受診後の継続支援や健康相談を実施できるよう、市町村を支援していきます。

(2) 妊娠・出産・育児に関する知識の普及・啓発の推進

妊娠・出産・育児について、適正な時期に正確な情報提供を行い、知識の普及や啓発を図るよう体制整備をしていきます。

(3) 不妊・不育症に関する相談の充実

不妊や不育症に悩む夫婦を対象とした専門相談の実施や、不妊・不育症治療に関する適切な情報の提供を行うことで、不妊や不育症に悩む夫婦の不安の解消を図り、子どもを持つ、持たないを自らが主体的に決定できるよう支援していきます。

また、不妊相談に従事する医療関係者や保健師に対し、専門的知識や技術を取得するための研修を実施します。

2 妊産婦や子どもの成長を見守り、親子を孤立させない地域づくりの構築

近年では、少子化や核家族化、地域社会の人間関係の希薄化など子育て世代を取り巻く環境の変化に伴い、育児に取り組む母親の孤立感や負担感も強まっており、また不安や悩みを持つ母親も少なくありません。

そのため、子育て世代の親を孤立させないよう、育児を親だけの負担にせず、社会全体で妊産婦の健康や子どもの健やかな成長を見守り、支えていく地域づくりが必要です。

(1) 妊娠・出産・育児に関する相談支援体制の強化

市町村及び県保健所の職員の資質の向上等により、相談機能を強化するとともに、母子保健活動を通じた育児支援の取組みができるよう努めます。

また、広域的かつ専門的な立場から地域の課題の把握等を行い、問題解決に向けて、県保健所と市町村間の役割分担や連携方策の検討等を行います。

(2) 子ども虐待防止支援の観点からの母子保健活動の強化

市町村が行う乳幼児健康診査における未受診児への対応や新生児訪問等を強化するよう働きかけるとともに、妊娠・出産及び育児期に養育支援を必要とする妊婦や子どものいる家庭を早期発見し支援につなげるなど、子ども虐待防止の視点に立った母子保健事業の実施ができるよう支援していきます。

(3) 連携支援体制の構築

親子を孤立させない地域にしていくために、保健・医療・福祉の関係機関、更には地域ボランティア等との連携や支援体制を構築していきます。

3 子どもが主体的に取り組む健康づくりの推進と次世代の健康を育む保健対策の充実

近年、核家族化、少子高齢化及び情報化などによる社会環境や生活環境の変化に伴い、子どもの心身の健康に大きな影響を与え、いじめや不登校などのメンタルヘルスに関する問題、薬物や性の問題行動等、様々な健康課題が顕在化しています。

思春期世代の健全な育成のためには、思春期保健対策の強化が必要です。また、思春期の健康的な生活習慣の定着が、次の世代の子ども・子育てにも大きく関与していきます。

そのため、思春期の男女自らが、心身の健康に関心を持ち、将来に夢を持って生き、健康の維持・向上に取り組めるよう、ライフステージに応じた健康教育や健康相談の推進と次世代の健康を支える社会の実現が求められています。

(1) 思春期健康相談・健康教育の実施

県や市町村において、思春期の男女やその保護者を対象に、人工妊娠中絶、性感染症、薬物、食習慣などに関する健康教育を実施し、それらに関する正しい知識の普及に努めるとともに、思春期の心の問題に対して、健康相談を実施するなど、思春期の男女やその家族を支援します。

(2) 保健・医療・福祉・学校の連携体制の強化

思春期の子どもの健康の保持・増進を行う上で、学校の役割は不可欠です。そのため、地域における保健・医療・福祉・学校など関係機関の連携強化を促進していきます。

第5節 障害児施策の推進

1 障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実

障害のある子どもが、乳幼児期から学校卒業後までライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、関係機関の連携により、地域における療育支援体制の構築が求められています。

1歳6か月児健診や3歳児健診等の乳幼児健診の充実による早期発見や、保育所・幼稚園における障害の理解の向上を図り、これらの場での気づきを速やかに専門的機関につなげることで、早期に家族が障害を受け入れ専門的な支援につなげることが重要であり、併せて、こうした対応により、二次障害を防ぐことが重要です。

また、ライフステージを通じた支援を行うための情報伝達ツールであるライフサポートファイルの拡充及び活用や、障害特性に応じた支援が必要です。

さらに児童発達支援センターや児童発達支援事業、放課後等デイサービスの拡充、児童発達支援センターの機能強化を通じたネットワークの構築により、療育支援体制の整備を図る必要があります。

- (1) 障害の早期発見や早期支援につなげるために重要である乳幼児健診の精度の向上や継続支援の充実、及びライフステージを通じて一貫した支援が受けられるライフサポートファイルの導入や一層の活用について、市町村に働きかけるとともに、事業の実施状況や効果についても検証を行います。
- (2) 知的障害、視覚障害、聴覚障害、言語障害、肢体不自由、重症心身障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等、障害特性に応じて療育支援のあり方が異なることから、必要とされる支援のあり方についての検討を行います。
- (3) 地域の療育支援体制の中核として期待される児童発達支援センターや、児童発達支援事業、放課後等デイサービスについて、機能の充実を図るとともに、事業の拡充を図ります。
- (4) 児童発達支援センターが、発達障害者支援センター（CAS）と連携を図り、同一の障害保健福祉圏域にある児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、教育関係機関、保育所等とネットワークを構築し、情報共有のための会議及び職員の支援技術向上のための研修を実施します。

2 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化

障害のある子どもやその家族が身近な地域で支援を受けられるよう、また、家族が問題を抱え込むことのないよう、居宅介護（ホームヘルプ）、訪問看護、短期入所、訪問相談、訪問療育支援、訪問診療相談の充実、さらには、市町村や児童相談所との連携により早期の虐待防止に努めるなど、在宅支援機能の強化が必要です。

- (1) 障害のある子どもが、できる限り自宅や住み慣れた地域で生活し、また、家族のレスパイトや緊急時に対応できるよう、短期入所施設を拡充し、環境整備に努めます。
また、短期入所特別支援事業補助金の交付対象である強度行動障害のある子どもを受け入れる短期入所施設等の拡充が図られるよう検討します
- (2) ホームヘルプ、訪問看護など、在宅生活を支える訪問系サービスの充実を図れるように、また、比較的軽度な障害の子どもでもニーズに沿ったサービスが受けられるよう、市町村に働きかけます。
- (3) 医療的ニーズの高い障害のある子どもを支援するホームヘルパーの養成を進めるため、医療的ケアの研修の充実を検討します。
- (4) 親の療育技術の向上やストレスの軽減等を図るため、発達障害やその疑いのある子どもの保護者を対象とした子どもとの接し方や育て方についてのペアレントトレーニングを、より多くの保護者が受けられるよう、事業の拡充に努めます。

3 地域における相談支援体制の充実

障害のある子どもの早期支援には障害の早期発見が必要です。そのためには、手帳や診断名に関わらず何か気になる子どものために、地域の障害児施設の有する機能や人材を活用し、在宅や事業所に対して支援を行う障害児等療育支援事業の推進が求められます。また、障害の早期発見・早期支援のためには、児童精神科や小児科での診断体制の充実が求められます。

発達障害のある子どもの親に対する相談・助言を行うペアレントメンターの養成や、地域の実情に応じた総合的な支援体制を構築し、医療・保健・福祉・教育のコーディネートができる人材の育成、充実を図ることが必要です。

さらに、虐待や二次障害の悪化という状況に陥らないよう、家庭に寄り添ったきめ細やかな相談支援体制も求められます。

- (1) 発達障害やその疑いのある子どもを育てる親が安心して子育てができるよう、発達障害のある子どもを育てた経験のある親をペアレントメンターとして登録し、発達障害者支援センターと連携して、親の会などの場で相談・助言を行います。
また、ペアレントメンターに対してのフォローアップ研修会の開催や家族とペアレントメンターを結び付けるコーディネーターの配置に努め、発達障害のある子どもを持つ親への支援を実施します。
- (2) 障害児者を受入れる通所・入所施設の有する機能を活用し、在宅の障害のある子どもや障害の可能性のある子どもを支援するため、支給決定を必要としない障害児等療育支援事業を推進します。また、障害児等療育支援事業における施設指導支援事業の訪問先として児童養護施設も対象とするよう検討します。
- (3) 発達障害のある子どもへの早期支援を図るため、発達障害児早期支援体制整備事業を活用して、保育士や幼稚園教諭等及び施設の巡回支援を実施する保育所等訪問支援や障害児相談支援事業所の支援員等を対象に、障害

の基礎知識や各種援助技法等の研修を実施します。

また、障害児通所支援の保育所等訪問支援事業の事業所の拡充に努めます。

- (4) 在宅の障害のある子どもに対して各々の特性に応じた療育支援を提供できるよう、医療・保健・福祉・教育関連機関の連携を調整する療育支援コーディネーターを地域生活支援事業を活用して市町村に配置するよう促します。

また、複数の市町村が圏域単位で配置する場合は助成額を上乗せするなど、広域での活動を促します。

さらに、情報交換等のため、関係市町村等も含めた療育支援コーディネーター連絡協議会を開催します。

- (5) 相談支援専門員、療育支援コーディネーターや児童発達支援センターの職員を対象として、障害児支援に関する総合的なコーディネートやアセスメントに関する知識や技術を向上させるための研修を検討します。
- (6) 障害児通所支援事業所において行われていることばの教室などの、障害特性に応じた支援について、市町村等に情報提供するとともに、支援の充実に努めます。

4 障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実

障害のある幼児・児童・生徒が、それぞれの発達段階や障害の特性に応じた教育を十分に受けられる取組の充実が必要です。

また、障害への対応が不適切な場合、いじめを受けたり、加害者になったりする可能性もあります。

こうしたことから、教育環境を整備し、合理的配慮の充実に図るとともに、全ての教職員の専門性の向上に関する取組の推進が必要です。

さらに、ライフステージに応じた教育相談支援体制と、卒業後の社会資源に結びつけていくための連携支援体制の充実に図る必要があります。

- (1) 保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育に関する研修の充実に図ります。
- (2) 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校と保健、医療などの関係機関との連携の充実に図るとともに、不適応の個別のケースについて、児童発達支援センターや発達障害者支援センター（CAS）と連携して解決を図ります。
- (3) 学校における特別支援教育コーディネーターの充実に図るとともに、複数指名に努めるなど、校内支援体制の充実に図ります。
- (4) 医療依存度が高くて特別支援学校への通学が困難な児童・生徒に対して、訪問教育の充実に努めます。
- (5) いじめや不登校の問題については、学校や家庭、教育委員会と児童相談所等の関係機関との連携や、子どもと親のサポートセンターや総合教育センターなどの相談機関との連携により支援の充実に図ります。
- (6) 高等学校や特別支援学校の卒業後の進路について、個別の移行支援計画の作成と活用を図り、学校とハローワーク、就労支援施設、相談支援事業

所などの就労関係機関との連携を強化します。

5 障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実

医療的ケアが必要な障害のある子どもが、在宅において医療・福祉サービスが提供され、地域で安心して生活できるよう、医療・福祉・教育・保健の連携を図り、在宅療養を支える体制の整備が必要です。

視覚障害、聴覚障害、内部障害や発達障害等の子どもの中にも医療的な支援が必要な子どもたちがいます。また、公的支援の対象となる難病の範囲の指定が拡大され、難病によるADLの低下が障害になるなど、障害の範囲の見直しがされていることから、こうした子どもたちに対する支援のあり方についても検討が必要です。

なお、難病患者への支援については、障害者総合支援法と同様に、制度の谷間のない支援を提供する観点から、児童福祉法においても障害のある子どもの定義に難病等患者を追加しました。

この難病等の範囲については、当面の措置として130疾患として施行されましたが、現在、国において対象範囲の拡大が検討されています。

重症心身障害児者への入所支援については、成長した後でも本人をよく知る職員が継続して関わられるようにするなど、児者一貫した支援が望ましいことから、今後も障害児入所施設と療養介護の一体的な運営の継続が求められるとともに、重症心身障害児（者）等が入所する県立施設の老朽化への対応が必要です。

また、強度行動障害のある子どもに対応する支援の充実も必要です。

さらに、入所施設が設置されていない地域においては、在宅支援のあり方についての検討が必要です。

- (1) 国のモデル事業である小児等在宅医療連携拠点事業（平成25、26年度実施）の成果を活かし、医療・保健・福祉・教育の分野で小児等の在宅支援に関わる人材の育成、医療資源の拡充、関係者のネットワークの構築を進めます。
- (2) 医療的ケアを要する障害のある子どもが在宅で医療や福祉のサービスを受けられるよう、訪問看護師の育成研修や、「医療的ケアのある子どもに対する相談支援ガイドライン」を活用して相談支援専門員の育成を行います。
- (3) 重症心身障害のある子どもや強度行動障害のある子どもの在宅支援については、医療的ケアの問題とともに家族の高齢化の問題などもあり、施設入所のニーズが高い状況にあります。

こうした中で、重症心身障害児施設（医療型障害児入所施設）や強度行動障害のある子どもに対応する施設の支援の充実を図るとともに、施設の役割や施設が設置されていない地域における在宅支援のあり方について検討します。

- (4) 重症心身障害児（者）等が入所する老朽化が進んだ県立施設について、県民からの高いニーズに十分に対応できるよう、県立施設としての役割を維持・強化する視点から、施設整備のあり方について検討します。